

令和3年8月27日以降の「緊急事態措置」に伴う支援金の対象 簡易フロー

要請対象施設

【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）

【遊興施設】 キャバレー、カラオケボックス等で飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店

【結婚式場】 飲食店営業許可を受けている結婚式場

要請内容

酒類又はカラオケ設備を提供する店舗等 利用者による酒類の店内持込を含む 酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く

休業すること（従来から20時を超えて営業している場合は、営業時間を5時から20時までとし、酒類及びカラオケ設備の提供を行わないことでも可）

上記以外の飲食店（宅配・テイクアウトを除く）

営業時間は**5時から20時まで**とすること

感染防止対策の実施

業種別ガイドラインの遵守

感染防止対策チェック項目の遵守（令和3年9月13日以降の要請から適用）

支援金の支給要件

支援金の支給は従来の営業時間や営業形態により対象外となる場合があります。詳しくは下記のフロー図にてご確認ください。

